

# 京都市地域産材「みやこ<sup>そまぎ</sup>杣木」製品産地認証実施要領

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本要領は、京都市木材地産表示制度実施要綱で定める「地域産材」を使用して製作した製品に、地産表示の認証マークである「みやこ杣木」の表示を行い、広く表示材の普及啓発を図るとともに、表示制度の信頼性を高めることを目的とする。

2 本要領は、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）に登録されている生産事業者が生産した地域産材（以下「みやこ杣木」という。）を原材料として、生産事業者及び製品取扱事業者が使用し加工を施した製品（以下「みやこ杣木製品」という。）について、協会がその産地を認証し、「みやこ杣木」の表示を行うための手続等を定める。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産事業者 自ら木材処理加工施設を有し、「みやこ杣木」の原木丸太等を調達し、地産、品質、性能等の表示の対象となる木材製品の生産及び加工を行う事業者
- (2) 製品取扱事業者 「みやこ杣木」を仕入れ、製品の最終仕上げ加工を行うまでの事業者
- (3) 「みやこ杣木」製品 生産事業者又は製品取扱事業者が「みやこ杣木」を加工した製品

(「みやこ杣木」製品取扱事業者の登録)

第3条 前条で定める「みやこ杣木」製品を出荷する場合は、「みやこ杣木」製品取扱事業者登録願書（第1号様式）を協会へ事前に申請し、「みやこ杣木」製品取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）の登録をしなければならない。申請時には年間登録料（金 6,000 円）を同時に納入することとする。なお、生産事業者として既に登録している場合は、年間登録料を免除する。ただし、申請を行うことができる者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 認証の対象となる木材とそれ以外の木材が混在しないよう分別管理体制がなされること。
  - (2) 「みやこ杣木」あるいは「みやこ杣木」製品の入荷及び出荷台帳等の帳簿管理がなされること。
  - (3) 関係書類等を5年間保管すること。
  - (4) 本取組の責任者が1名以上選任されること。
  - (5) 本要領の趣旨を理解し、認証を受けた場合、自らの責任において適正に表示を行い、表示材の信頼性を確保することに努めるほか、協会の活動に協力ができること。
- 2 協会は、登録を希望する者から登録申請を受けたとき、速やかに必要な検査を行い、登録することが適切と認められる場合は、取扱事業者としての登録に係る旨を申請者へ通知することとする。
- 3 協会は、取扱事業者に係る情報について、ホームページその他を用いて広く公表に努めることとする。

(対象製品と加工)

第4条 認証対象となる「みやこ杣木」製品と加工は次の各号に定めるものとする。なお、生産事業者については、自ら若しくは他の生産事業者間内で最終加工まで行うものに限り、本実施要領に依らず自らの責任の

もとで表示することができる。ただし、保管、加工等の段階において、他の木材としっかり区分できるようにしなければならない。

- (1) 集成材
- (2) 「みやこ杣木」を用いて製造されるもの（家具、建具、看板、小木工品等）
- (3) 圧縮、不燃、防腐等、特別な加工処理を施したもの
- (4) その他対象となりうるもの

（申請）

第5条 取扱事業者のうち、「みやこ杣木」製品の認証取得を希望する者は、「みやこ杣木」製品認証申請書（第2号様式）に必要事項を記入及び必要書類を添付し協会へ提出しなければならない。

（申請手数料）

第6条 申請者は、当該製品の確認検査に必要な申請手数料（金3,000円）を、申請と同時に協会に納入するものとする。

（検査）

第7条 協会は、第5条の申請を受けた場合、速やかに申請書及び出荷証明書や伝票等その他添付書類の審査を行うとともに、当該製品に使われた「みやこ杣木」の出荷元である生産事業者への確認業務を行い、必要に応じて現地で確認するものとする。

また、協会は、必要に応じて、「みやこ杣木」及び「みやこ杣木」製品の取扱等が適正であるか否かを検査することができるものとし、登録者または申請者は、協会から検査を行う旨の通知を受けたときは、必要な情報を提供するなど協会に協力しなければならない。

なお、現地検査の場合、出張実費については検査対象者の負担とする。

（認証）

第8条 協会は、申請内容の検査が完了し、虚偽のないことが確認でき、認証することが適していると認められたときは、申請者に認証の旨を通知する。

（登録の取消）

第9条 以下の各号に該当する場合は、登録を取消すこととする。また、悪質であると認められたものについては、協会はこうむった不利益相当額を申請者へ請求することができるとともに、事業者名をホームページ等で公表するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められたとき
- (2) シールその他の「みやこ杣木」表示物品の不適切な使い方をしたと認められるとき
- (3) その他、社会通念上不適当であると認められたとき

（表示）

第10条 申請者は、シールその他協会が発行する「みやこ杣木」表示物品を協会から購入し、一般的に目に

留まりやすい部分へ貼付等をする。ただし、表示とその内容については、広く一般者から見て誤解が生じないよう貼付等の箇所や方法等に留意すること。なお、焼印に関しては別途協会の指示に従うこととする。また、申請者は協会から調査あるいは事例紹介を目的とした聞き取り、写真撮影及びその利用について協力することとする。

(実施報告書の提出)

第11条 取扱事業者は、認証を受けた「みやこ杣木」製品へ前条に基づく表示をした場合、速やかに実施報告書（第3号様式）を協会へ提出しなければならない。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項は、その都度申請者と協会間で協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から運用する。